八　円滑化省令第十七条第四項の確認書の写し及び同条第二項の申請書の写し
九　法第七十条の七の六第二十五項において準用する法第七十条の七の二第三十項に規定する現物出資等資産に該当するものがある場合にあつては、法第七十条の七の六第二十五項において準用する法第七十条の七の二第三十項第一号及び第二号に掲げる額並びに当該現物出資等資産の明細並びにその現物出資又は贈与をした者の氏名又は名称その他参考となるべき事項を記載した書類（当該現物出資等資産を取得した特例認定承継会社が証明したものに限る。）
十　その他参考となるべき書類

15　施行令第四十条の八の六第二十七項に規定する財務省令で定める書類は、特例対象非上場株式等（法第七十条の七の六第四項に規定する特例対象非上場株式等をいう。以下この条において同じ。）に係る特例認定承継会社に係る次に掲げる書類（その経営報告基準日（法第七十条の七の六第二項第九号に規定する経営報告基準日をいう。以下この条において同じ。）が、法第七十条の七の六第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日以前である場合には第二号及び第四号に掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後である場合には第五号に掲げる書類を除く。）とする。
一　その経営報告基準日における定款の写し
二　登記事項証明書（その経営報告基準日以後に作成されたものに限る。）
三　その経営報告基準日における株主名簿の写しその他の書類で株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該特例認定承継会社が証明したものに限る。）
四　その経営報告基準日（以下この号及び第七号並びに次項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に終了する各事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
五　円滑化省令第十二条第二十項、第二十三項、第二十五項又は第二十七項において準用する同条第四項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し
六　その経営報告基準日が法第七十条の七の六第二項第六号に規定する特例経営承継期間の末日である場合において、円滑化省令第二十条第二項（同条第五項又は第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）又は同条第八項、第十項若しくは第十二項において準用する同条第一項（同条第四項又は第六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは同条第九項、第十一項若しくは第十三項において準用する同条第二項に規定する場合に該当するときは、同条第三項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第十四項の確認書の写し
七　基準日の直前の経営報告基準日（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、法第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次項において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に会社分割又は組織変更があつた場合には、当該会社分割に係る吸収分割契約書若しくは新設分割計画書の写し又は当該組織変更に係る組織変更計画書の写し
八　その他参考となるべき書類

16　法第七十条の七の六第一項の規定の適用を受ける特例経営承継相続人等は、その有する特例対象非上場株式等に係る特例認定承継会社について基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に合併又は株式交換等があつた場合には、次に掲げる書類（同条第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日までに合併又は株式交換等があつた場合には第一号及び第二号イに掲げる書類を除き、当該いずれか早い日の翌日以後に合併又は株式交換等があつた場合には同号ハに掲げる書類を除く。）を前項の書類と併せて施行令第四十条の八の六第二十七項の届出書に添付しなければならない。
一　当該合併又は株式交換等に係る合併契約書又は株式交換契約書若しくは株式移転計画書の写し
二　次に掲げる書類（当該合併又は株式移転により第十項において準用する第二十三条の十第十項第一号又は第二号に規定する合併承継会社又は交換等承継会社が設立される場合には、当該合併又は株式移転がその効力を生ずる直前に係るものを除く。）
イ　当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日の属する事業年度の直前の事業年度における当該合併承継会社又は交換等承継会社の貸借対照表及び損益計算書
ロ　当該合併又は株式交換等がその効力を生ずる日における当該合併承継会社又は交換等承継会社の株主名簿その他の書類で当該合併承継会社又は交換等承継会社の全ての株主又は社員の氏名又は名称及び住所又は所在地並びにこれらの者が有する当該特例認定承継会社の株式等に係る議決権の数が確認できる書類（当該合併承継会社又は交換等承継会社が証明したものに限る。）
ハ　当該合併又は株式交換等に係る円滑化省令第十二条第二十一項又は第三十項において準用する同条第九項又は第十項の報告書の写し及び当該報告書に係る同条第三十一項の確認書の写し

17　施行令第四十条の八の六第二十七項第五号に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
一　その経営報告基準日における法第七十条の七の六第二項第九号ロに規定する猶予中相続税額（以下この条において「猶予中相続税額」という。）
二　その経営報告基準日において特例経営承継相続人等が有する特例対象非上場株式等の数又は金額及び当該特例経営承継相続人等に係る特例被相続人の氏名
三　その経営報告基準日が法第七十条の七の六第二項第六号イ又はロに掲げる日のいずれか早い日の翌日以後である場合には、特例認定承継会社に係る次に掲げる事項（当該経営報告基準日（以下この項において「基準日」という。）の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間において、特例認定承継会社が施行令第四十条の八の六第六項において準用する施行令第四十条の八の二第七項に規定する資産保有型会社等であるとした場合に施行令第四十条の八の六第二十五項において準用する施行令第四十条の八の二第三十項第二号イからハまでに掲げる要件の全てを満たしているときは、その旨及びイに掲げる事項）
イ　当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における資本金の額及び準備金の額又は出資の総額
ロ　当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度末における施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第八号イからハまでに掲げる額、これらの明細及び同号の割合
ハ　当該基準日の属する事業年度の直前の事業年度における施行令第四十条の八の六第十項の規定により読み替えて適用する法第七十条の七第二項第九号の総収入金額、運用収入の合計額、これらの明細及び同号の割合
四　基準日の直前の経営報告基準日（当該基準日が最初の経営報告基準日である場合には、法第七十条の七の六第一項に規定する相続税の申告書の提出期限。次号において同じ。）の翌日から当該基準日までの間に特例認定承継会社が商号の変更をした場合、本店の所在地を変更した場合、合併により消滅した場合、株式交換等により他の会社の同条第十三項第三号に規定する株式交換完全子会社等となつた場合、会社分割をした場合、組織変更をした場合又は解散（会社法その他の法律の規定により解散をしたものとみなされる場合の当該解散を含む。）をした場合には、その旨
五　基準日の直前の経営報告基準日の翌日から当該基準日までの間に特例経営承継相続人等につき法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第四項又は第五項の規定により納税の猶予に係る期限が確定した猶予中相続税額がある場合には、法第七十条の七の六第三項において準用する法第七十条の七の二第四項の表の各号の上欄又は第五項の表の各号の上欄のいずれの場合に該当したかの別及び該当した日並びに当該猶予中相続税額及びその明細